

呉市中小企業・小規模企業振興会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和元年呉市条例第6号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づく呉市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 振興会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本市における中小企業・小規模企業の振興に関する施策（以下「中小企業等振興策」という。）の実施状況及び中小企業・小規模企業の現状の把握並びにそれを踏まえた中小企業等振興策に関する提案
- (2) 中小企業等振興策に関する調査・研究
- (3) その他中小企業等振興策について必要な事項

(委員)

第3条 振興会議の委員は、条例第4条から第10条まで及び第12条の趣旨に基づき、市長が委嘱するものとする。

(役員)

第4条 振興会議の運営に当たり、次のとおり役員を置く。

- (1) 座長1名
- (2) 副座長2名

2 座長は、委員の互選により選任し、副座長は座長が委員の中から指名により選任する。

3 役員任期は、1年（初年度は、選任の日から当該年度の翌年度の末日まで）とする。ただし、再任を妨げない。

4 座長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した副座長が、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 市長は、振興会議の運営に当たり、中小企業等振興策に関する高度な知見を有する者のうちからアドバイザーを委嘱することができる。

2 座長は、必要に応じてアドバイザーに意見を求め、又は振興会議の会議（次条及び第9条において「会議」という。）に出席させることができる。

(会議の開催)

第6条 会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が会議の議長を務める。ただし、第1回目の会議は産業部長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、アドバイザーのほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 振興会議は、特定の委員等により構成するワーキンググループ（以下「WG」という。）により、条例第11条に掲げる施策の基本方針のうち特定の分野について、調査・研究等を行わせることができる。

2 WGに属する委員及び当該WGのグループリーダーは、座長が指名する。

3 前条の規定は、WGの会議について準用する。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、産業部商工振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営等に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月2日から実施する。